

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(株式会社大阪港トランスポートシステム)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である株式会社大阪港トランスポートシステムに対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

株式会社大阪港トランスポートシステム

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

大阪港湾局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有高は適切に把握され記録されているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。	—
(2)現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、又各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているのか。	—
(3)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。又会計経理は適切か。	指摘事項1
(4)過去の監査指摘に対応していないリスク	ア 平成26年度に実施した監査において指摘した事項について、措置内容が適切に対応されているか。	—
(5)指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 本法人の会計処理について改善を求めたもの

財務報告に際しては、全ての点において一般に公正妥当と認められる各種税務関連法令及び企業会計の基準に準拠して適正に会計処理がなされなければならない。

しかし、今回の監査において、本法人の会計処理を確認したところ、次の事実が見受けられた。

- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 16 によれば、事業税の外形標準課税の付加価値割を算定するに当たっては、法人税等の還付加算金は純支払利子の計算で減算されるとされている。

しかし、本法人では、令和 2 年 3 月期及び令和 4 年 3 月期の地方税申告書において、法人税等の還付加算金があるにもかかわらず、事業税の外形標準課税の付加価値割を算定するに当たっての純支払利子の計算において減算されていなかった。

- ・ 資産除去債務に関する会計基準第 4 項によれば、資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上するとされており、同基準第 5 項によれば、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するとされている。

また、令和 3 年 4 月 1 日に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号）が施行されたことに伴い、石綿含有成形板等レベル 3 の建材（以下「石綿レベル 3 建材」という。）まで規制対象が拡大されたため、令和 3 年度以降は、石綿レベル 3 建材についても除去する義務が生じ、該当する建材がある場合は、資産除去債務に関する会計基準に準拠し、資産除去債務の計上が必要となった。

しかし、本法人では、令和 3 年度に固定資産の大規模改修を実施し、石綿レベル 3 建材を除去したことで資産除去債務の金額を合理的に見積もることができるようになったにもかかわらず、令和 3 年度決算において当該債務額を計上していなかった。

これらは、本法人が事業税の外形標準課税の算定に関する理解が不十分であったこと、及び有形固定資産に使用されている石綿レベル 3 建材が大気汚染防止法の一部を改正する法律により、資産除去債務に含まなければならないことを認識していなかったことが原因である。

現状では、事業税額が適正に算定されないこと、及び有形固定資産の除去に関する将来の負担を財務諸表に反映できないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

本法人は、外形標準課税の計算に関する知識を習得するとともに、必要な指導を顧問の税理士に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。

また、資産除去債務の負債計上において、法令改正により有形固定資産に使用されている有害物質等を除去する義務が新たに生じた場合は、法人内で網羅的に把握するとともに、必要な指導を監査役又は会計監査人に仰ぐ等、適正な会計処理が行える仕組みを講じられたい。

2 取締役会承認計算書類等の確認について改善を求めたもの

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 436 条第 2 項によれば、会計監査人設置会社においては、計算書類及びその附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならないとされている。また、同条第 3 項によれば、取締役会設置会社においては、前条第 2 項の計算書類及びその附属明細書（前項の規定の適用がある場合にあっては、前項の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならないとされている。

しかし、本法人の令和 2 年度及び令和 3 年度の計算書類及びその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について、会計監査人が監査したものと取締役会が承認したものを確認したところ、注釈が漏れているなど、一部不一致が生じていた。

これは、決算承認取締役会へ提出する計算書類等の作成を行っている部署において、会計監査人が監査した計算書類等をもとにページを記入するなどの体裁を整える際に、注釈などを誤って削除していたことによるもので、会計監査人による監査済みの計算書類等との確認が漏れていたことが原因である。

現状では、正しい財務諸表が公開されないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

〔指摘事項 2〕

本法人は、計算書類等の監査等の重要性を再認識し、取締役会への提出資料については、適正な手続を経たものであることを確認する仕組みを講じるとともに、ルール周知徹底を図られたい。

3 財務諸表等の開示について改善を求めたもの

賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針第 11 項によれば、賃貸等不動産の当期末における時価とは、通常、観察可能な市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいい、賃貸等不動産に関する合理的に算定された価額は、「不動産鑑定評価基準」による方法又は類似の方法に基づいて算定するとされている。また、同指針第 33 項によれば、開示対象となる賃貸等不動産のうち重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等の時価とみなすことができるとされている。

しかし、本法人は、従来から開示すべき時価として、土地については不動産鑑定評価基準による貸家及びその敷地としての鑑定評価額を基準とした価額を、その他の資産については重要性が乏しいものとして帳簿価額等を基準とした価額を採用していた。そのため、賃貸等不動産に関する注記のうち、トラックターミナルに係る建物分について、まずは重要性が乏しいかど

うかの判断が必要であつたにもかかわらず、重要性が乏しいとの前提のもと、不動産鑑定評価基準による貸家及びその敷地の価額ではなく、帳簿価額を基準とした評価額を時価として注記金額に含めていた。

これは、本法人が開示対象となる賃貸等不動産の時価について、重要性の判断基準を定めていなかったことが原因である。

現状では、財務諸表等の開示が適正になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

本法人は、賃貸等不動産の時価等の開示を適切に行うため、重要性の判断基準を定め、当該業務に関わる者への周知徹底を図られたい。

第7 その他

なし